

**川越市特産品等魅力発信事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

川越市財政課

川越市特産品等魅力発信事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

川越市における地域資源の魅力を効果的に発信し、特産品のPRに加え、観光やシティセールスの分野にも波及するプロモーションを行うにあたり、知識、技術、経験等に優れた事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市特産品等魅力発信事業業務委託

(2) 業務内容

別添「川越市特産品等魅力発信事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

(4) 業務委託限度額

本業務委託の限度額は、17,000千円（消費税額及び地方消費税額含む）とする。なお、消費税額及び地方消費税額については、納入時の税率を適用するものとする。

3 参加資格要件及び失格事項

(1) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則に遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 川越市競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく令和3年度・4年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、登録されていない場合は市で資格審査を行う。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- ④ 法人にあつては、市民税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあつては市民税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方

消費税に滞納がない者であること。

- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑥ 地域の特産品等を複数の媒体（電子雑誌、紙冊子、動画）で発信できること。
- ⑦ 地域課題を抽出し、その解決につながる方策の提案を行うこと。
- ⑧ ふるさと納税やシティセールスに係る自治体のプロモーションを受託し、複数完了した実績があること。
- ⑨ 本市が策定を進めている「川越市広報戦略」に沿った内容であること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかったとき
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ④ 見積額が業務委託限度額を超えているとき
- ⑤ ヒアリング審査に参加しなかったとき
- ⑥ 選考の公平性を害する行為があったとき
- ⑦ 他者の著作権等を侵害するとき
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めたとき

4 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 会社概要、会社のパンフレット等
- ③ 誓約書（様式2）
- ④ 業務実績調書（様式3）

※各様式は市ホームページからダウンロード可

※令和3・4年度の競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、本市の維持管理業務に係る入札参加資格審査申請に必要な書類を併せて提出すること。

（2）提出部数

各1部

（3）提出方法

持参または郵送（配達証明書付）

(4) 提出期間

令和4年7月4日（月）から令和4年7月13日（水）までの午後5時15分まで（土・日曜日は除く。郵送の場合は必着）

(5) 提出先

川越市財政課

(6) 質問の方法

質問受付期間中に「質問書（様式4）」に質問事項を記載の上、電子メールにより提出し、到達確認を行うこと。

・ 質問書受付期間

令和4年7月4日（月）から令和4年7月8日（金）午後3時まで

・ 提出先

川越市財政課（電子メールアドレス zaisei@city.kawagoe.lg.jp）

・ 回答方法

質疑応答事項は取りまとめて、令和4年7月11日（月）までに市ホームページにて公開する。

・ その他

- ① 質問者の名称等については公表しない。
- ② 審査に関する質問については回答しない。
- ③ 原則として、回答後の再質問は認めない。

5 企画提案書等の提出

企画提案書は、企画提案者1者につき1点の提案の提出とし、その構成等は下記のとおりとする。なお、提出期限以降の見積書の金額訂正、書類の差し替え及び追加提出は認めない。

(1) 企画提案書の構成

① 様式は任意

② 成果品のサンプルとして、少なくとも電子雑誌、紙冊子、動画のいずれかを提出すること。なお、仕様書の内容に沿った内容であれば他市等で作成したもので構わない。

③ 制作スケジュール

本業務の実施にあたっては、適宜、内容等の確認作業を行いながら事務を進める必要があるため、そういった事情を考慮に入れながら、計画的な業務の進行管理ができる制作スケジュールであること。

④ 内容は、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン、各ページの展開案、表紙以外のデザイン案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて

資料を添付する。

(2) 提出書類と提出部数

- ① 企画提案書 正本1部、副本10部
- ② 見積書(様式5) 1部
- ③ 実施体制調書(様式6) 1部

(3) 提出方法

持参または郵送(配達証明付)

(4) 提出期間

令和4年7月14日(木)午前8時30分から令和4年7月20日(水)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(5) 提出先

川越市財政課

(6) 企画提案の辞退

参加申し込み後の企画提案を辞退する場合は、令和4年7月15日(金)午後5時(郵送の場合は必着)までに持参又は郵送(配達証明付)により辞退届(様式7)を提出すること。これを過ぎた場合の辞退は認められない。

6 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査によって行う。

- ① 実施日時 令和4年7月21日(木)を予定
日時・実施場所等詳細は、令和4年7月15日(金)までにヒアリング参加対象事業者に電子メールで通知する。
- ② プレゼンテーションの順番は、抽選で決定し、参加対象事業者に、実施日とともに個々の集合時間及び開始(予定)時間を通知する。
- ③ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。
- ④ 企画提案書以外のプレゼンテーション資料の使用・配布は認めない。
- ⑤ 説明用としてパワーポイント等で作成した資料のスクリーンへの投影は認める。ただし、内容は企画提案書を抜粋したものとし、企画提案書に記載のない事項は掲載しないこと。
- ⑥ プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。
- ⑦ プレゼンテーションの持ち時間は20分。その後質疑応答(10分程度)を行う。

(3) 評価

- ① 評価は、別紙「川越市特産品等魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル評価基準表」により行う。

- ② ヒアリング審査による評価の合計点が最も高い者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。
 - ③ 選考にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。
 - ④ 参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとする。
 - ⑤ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点の者を契約予定事業者とする。
- (4) 審査の結果の通知
- 審査結果は、令和4年7月22日(金)までにヒアリング審査に参加した事業者
に電子メールで通知を予定。
- (5) その他
- ① 審査委員会での審査は非公開とする。
 - ② 選考結果に対する異議申立てはできないものとする。
 - ③ ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、川越市財政課に事前に連絡の上、必要機器については各参加事業者にて用意すること。
 - ④ 審査結果は、市ホームページで公表する。

7 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、川越市情報公開条例(平成8年条例第15号)に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 業務の全部または主要部分を再委託することは認めない。ただし、部分的に再委託を行う場合は、本市の承諾を必要とする。

(8) 実際の制作にあたっては、提案内容そのままではなく、選定された企画提案者と本市で協議の上、内容を決定する。

9 スケジュール (予定)

公募の開始	令和4年7月4日(月)
参加申込書提出期間	令和4年7月4日(月)から 令和4年7月13日(水)まで ※質問受付は7月8日(金)午後3時まで 回答は7月8日(金)午後5時にHP公開
企画提案書等提出期間	令和4年7月14日(木)から 令和4年7月20日(水)午後5時まで
ヒアリング日時通知	令和4年7月15日(金)
ヒアリング審査	令和4年7月21日(木)
結果通知	令和4年7月22日(金)までに通知
契約締結	令和4年8月上旬予定

10 問い合わせ先

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市財政課(本庁舎4階)

電話 049-224-5618

FAX 049-225-2895

電子メールアドレス zaisei@city.kawagoe.lg.jp

ホームページURL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>